

政策評価部会・分科会の流れ ~平成22年度政策評価・施策評価~

県から宮城県行政評価委員会への諮問（6月2日）

- ・県から宮城県行政評価委員会へ諮問がなされます。
諮問は「政策評価・施策評価基本票(県の評価原案)」の内容が妥当かどうかをお諮りするものです。

第1回部会開催（6月2日）

- ・県からの諮問内容を審議いただくための説明等を行います。
- ・部会長から各分科会所属委員の指名を行います。
- ・評価スケジュール、部会・分科会の進め方、審議事項・ポイント等について御説明します。
- ・部会后、分科会審議に向けて、関係する「基本票(県の評価原案)」に目をお通しください。
疑問点等があれば、事務局に御連絡ください。
- ・各分科会担当委員には、分科会前々日までに、「要質疑事項」（別紙1）を提出いただきます。

分科会開催（6月9日～18日）

分科会の審議においては
「政策（施策）の成果（進捗状況）」について、「評価の理由」から妥当なものか。
「政策（施策）を推進する上での課題等と対応方針」は「政策（施策）の成果」等から妥当なものか。
の観点から基本票（県の評価原案）を判定し、その理由や意見を分科会ごとにまとめていただきます。

－ 1 事前の論点整理（出席者：各分科会担当委員・事務局，進行役：分科会長）

- ・分科会開始前に、事前の論点整理を行っていただきます。
- ・分科会長の進行により、前々日までに各委員から提出された「要質疑事項」をもとに、分科会審議において質疑する事項（判定に必要となる論点、質問等）をまとめていただきます。

－ 2 分科会審議（出席者：各分科会担当委員・関係各課・事務局，進行役：分科会長）

- ・3つの分科会を各3～4回開催します。
- ・事前の論点整理の結果をもとに質疑をしていただきます。
- ・進行イメージとしては、施策評価の審議：事務局説明 - 施策担当課説明 - 質疑・応答 - (全ての施策について説明・質疑・応答を繰り返す) - 政策評価の審議：政策担当課説明 - 質疑・応答となります。1施策30分程度で実施します。

－ 3 事後の判定、判定理由（答申意見）の集約・決定（出席者：各分科会担当委員、事務局、進行役：分科会長）

- ・分科会終了後に、判定、判定理由の集約をし、分科会ごとに「審議結果報告書」（別紙2）を作成していただきます。（～6月25日）
- ・分科会長の進行により、分科会で審議した「基本票(県の評価原案)」の妥当性について各委員から意見を出していただきます。その意見をもとに、分科会として判定を出し、その理由も決定してください。その際、委員間で相反するような意見が出された場合は、分科会長のもと調整を行ってください。

<分科会共通>

- ・審議・判定方法等に疑問等が生じた際は、必要に応じ事務局から補足説明等を行います。
- ・委員間での意見調整・集約に当たり、メモ書き用として「意見整理票」（別紙3）を御活用ください。

答申案とりまとめ（6月28日～7月2日）

- ・各分科会から提出された「審議結果報告書」をもとに「答申案」を作成します。「答申案」を事務局から各委員に送付しますので、御確認願います。
- ・部会審議により分科会間の調整が必要と思われる事項があれば、事務局へ御連絡ください。

第2回部会開催（7月9日）

- ・各分科会長からの分科会報告、答申案についての審議（分科会間の調整等）を行い、部会として答申内容を決定していただきます（部会の議決をもって委員会の議決となります。）。

宮城県行政評価委員会から県への答申（7月中旬）

- ・部会長から知事へ答申書を渡していただきます。

平成22年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項

委員御氏名：_____

分科会前々日(月日())までに、宮城県行政評価委員会事務局(宮城県政策課行政評価班)に御提出願います。

FAX: 022 - 211 - 2493 E-mail: seisakug@pref.miyagi.jp

| 分科会 | 審議対象 | | 要質疑事項 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 第1分科会・第 回/ 月日() | 政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進 | 施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 | |
| | | 施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 | |
| | | 施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 | |
| | | 政策全体 | |
| 政策2 観光資源・知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 | 施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 | | |
| | 施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現 | | |
| | 政策全体 | | |

平成22年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

| | |
|-----|----------------|
| 政策1 | (県の評価原案: 概ね順調) |
| 施策1 | (県の評価原案: 順調) |
| 施策2 | (県の評価原案:) |
| 施策3 | (県の評価原案:) |

分科会

県の評価「政策の成果(進捗状況)」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。
 ・(例)構成施策の成果の状況について、「概ね順調」と評価した主たる要因である目標指標等の達成状況に係る記載がない。

判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果(進捗状況)について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。
 ・(例)構成施策の多くについて成果(進捗状況)が「やや遅れている」としているにもかかわらず、政策の成果(進捗状況)を「概ね順調」と評価した理由が明確に示されていない。

県の「政策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

判定が「適切」の場合

内容が十分であり、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

判定が「概ね適切」の場合

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。
 ・(例)県が示す課題 について、内容が分かりにくい部分があるので、 の点について補足する必要があると考える。

判定が「要検討」の場合

内容が次のとおり不十分で、県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。
 ・(例) の理由から、 分野における を課題としてとらえる必要があると考える。

県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、「政策の成果(進捗状況)」「構成施策の課題」等から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成 2 2 年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

| | |
|------|---------------|
| 政策 1 | (県の評価原案:概ね順調) |
| 施策 1 | (県の評価原案:順調) |
| 施策 2 | (県の評価原案:) |
| 施策 3 | (県の評価原案:) |

分科会

県の評価「施策の成果(進捗状況)」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について、施策の成果(進捗状況)を「順調」とした評価理由が明確となるよう、記載内容の検討が必要である。

判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果(進捗状況)について「順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について所期の成果が得られなかったとしているにもかかわらず、施策の成果(進捗状況)を「順調」と評価した理由が明確に示されていない。

県の「施策の成果(進捗状況)」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢等、事業の実績及び成果)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

県の「施策を推進する上での課題等と対応方針」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

判定が「適切」の場合

内容が十分であり、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は妥当であると判断される。

判定が「概ね適切」の場合

内容に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」は概ね妥当であると判断される。

・(例)県が示す課題 について、内容が分かりにくい部分があるので、 の点について補足する必要があると考える。

判定が「要検討」の場合

内容が次のとおり不十分で、県が示す「施策を推進する上での課題等と対応方針」の妥当性を認めることができない。

・(例) の理由から、 分野における を課題としてとらえる必要があると考える。

県が示す「事業構成の方向性」「施策を推進する上での課題等」「次年度の対応方針」について、「事業の方向性の理由」「施策の成果(進捗状況)」等から妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

平成22年度政策評価部会分科会 意見整理票

第 分科会 (平成 年 月 日()開催 / 第 回)

〔政策〕 施策 :

| 時期 | | 内 容 |
|------|------------|-------------------------------------|
| 分科会前 | 事前の論点整理 | |
| 分科会時 | 調査審議 | |
| 分科会后 | 判定・判定理由の決定 | 〔「政策・施策の成果(進捗状況)」の評価に係る判定・判定理由〕 |
| | | 〔「政策・施策を推進する上での課題等と対応方針」に係る判定・判定意見〕 |